

～償却資産（固定資産税）の申告をお願いします～

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（土地・家屋以外の事業用資産）に対しても課税されます。この償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただく必要があります。

つきましては、同封しております手引を参照の上、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

提出期限 2025年（令和7年）1月31日（金）

このお願いは、新規、新設された事業主及び申告が必要と思われる事業主の方へお送りしています。

店舗（営業所）へお送りしている場合もありますが、個人事業主は、別添の申告書（正・副）に記入の際は、店舗名、店舗所在地ではなく、個人の名前、住所（住民票上の住所）を記載して、店舗名等は屋号欄に記載してください。

償却資産の申告は便利な eLTAX（電子申告）を御利用ください！

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

郵送しなくていいので郵便代不要な上、出かける必要もなく自宅やオフィスで申告可能です！

eLTAX を利用するための手続きについては、
eLTAX ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



eLTAX の利用方法についての電話
（ヘルプデスク）によるお問合せは

ハイシンコク

0570-081459

03-5521-0019

（上記の番号で
つながらない場合）

受付時間 9:00～17:00

（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）



固定資産税（償却資産）

- ・全資産申告
- ・増加（減少）資産申告
- ・修正申告 など



＜お問合せ、申告書の提出先＞

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部資産税課償却資産担当

TEL（084）928-1022（直通）

（償却資産についてはこちら）

HP <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/5926.html>



主な申告対象資産の例

参考のため一部例示したものですので、詳細については担当までお問合せください。

共 通

事務用机 事務用椅子 応接セット キャビネット
レジスター 金庫 看板 広告塔 ネオンサイン コピー機
パソコン ルームエアコン 受変電設備 舗装路面アスファルト敷
舗装路面コンクリート敷 等

製 造 業

旋盤 ボール盤 フライス
盤 プレス機 梱包機 圧
縮機
工場動力幹線設備 等

建 設 業

ブルドーザー、パワーショ
ベル等の土木建設車両（軽
自動車税の対象となるべき
ものを除く）
大型特殊自動車等（ナンバー
プレートの頭の数字が0又
は9のもの） 等

農 業

コンバイン 保冷库 脱穀
機 粃摺り機 精米機 運
搬用機具 ビニールハウス
等
※農耕用小型特殊自動車と
し軽自動車税で課税する乗
用トラクター等は償却資産
の課税対象にはなりません

不 動 産 貸 付 業

駐輪場 カーポート 駐車
場アスファルト舗装 フェ
ンス 外構工事 室内エア
コン 太陽光発電設備 立
体駐車場のターンテーブル
及び機器部分 等

売 電 事 業

太陽光発電設備（屋根材一
体を除く） フェンス 舗装
工事 防草シート 等

理 美 容 業

シャンプー台 パーマ器
理美容椅子 サインポール
消毒殺菌器 タオル蒸器
湯沸かし器 等

小 売 業

陳列棚 陳列ケース（冷凍
機又は冷蔵機付のものを含
む） 等

飲 食 業

テーブル 椅子 厨房用具
冷凍冷蔵庫 カラオケ機器
等

医（歯 科）業

レントゲン装置 調剤機器
手術機器 消毒殺菌用機器
歯科診療ユニット ファイ
バースコープ 等